

平成26年3月20日（木曜日）

議事日程第5号

平成26年3月20日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第38号 平成26年度八峰町一般会計予算
- 第 3 議案第39号 平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 4 議案第40号 平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 5 議案第41号 平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第42号 平成26年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 7 議案第43号 平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第44号 平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第45号 平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議案第46号 平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第47号 平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第12 議案第48号 平成26年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第13 議案第49号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第14 議案第50号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第51号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第52号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 発議第 3号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 陳情第 1号 基幹農業用水路の改修に関する陳情書
- 第19 陳情第 5号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情書

第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第21 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（14人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 松岡清悦 | 2番 見上政子 | 3番 柴田正高 |
| 4番 丸山あつ子 | 5番 門脇直樹 | 6番 腰山良悦 |
| 7番 皆川鉄也 | 8番 福司憲友 | 9番 山本優人 |
| 10番 佐藤克實 | 11番 阿部栄悦 | 12番 鈴木一彦 |
| 13番 芦崎達美 | 14番 須藤正人 | |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|------|------------|--------|
| 町長 | 加藤和夫 | 副町長 | 伊藤進 |
| 教育長 | 千葉良一 | 総務課長 | 田村正 |
| 会計課長 | 小林慶範 | 企画財政課長 | 武田武 |
| 町民生活課長 | 金平公明 | 福祉保健課長 | 大高伸一 |
| 管財課長 | 佐々木充 | 税務課長 | 田村功 |
| 教育次長 | 小林孝一 | 生涯学習課長 | 金田千秋 |
| 産業振興課長 | 須藤徳雄 | 農林振興課長 | 佐々木喜兵衛 |
| 建設課長 | 田村博 | 幼児保育課長 | 日沼正明 |
| 農業委員会事務局長 | 米森博孝 | 学校給食センター所長 | 木村学 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 鈴木久明 | 書記 | 船山厚子 |
|--------|------|----|------|

午前10時00分開議

○議長（須藤正人君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は17日の追加提案を受け、同日の議会運営委員会で決定し、皆様の手元に配付してあります日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、議案第38号、平成26年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。丸山予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（丸山あつ子さん） 皆さんおはようございます。

それではご報告いたします。

3月7日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第38号、平成26年度八峰町一般会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月10日・11日・12日の予算特別委員会分科会並びに17日・19日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、予算特別委員会の附帯意見については、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 一般会計に反対の討論をいたします。

といいますのは、一般会計の中で新しく盛り込まれたところも大変評価いたします。

そのうちの一つは、福祉費は重度訪問介護事業の県の補助金が増えました。議会で県への陳情や、議長、町長が機会ある折に県にもお願いしたということを担当課からも聞いております。また、精神障害者やひきこもりの方々が交流し合うことで病状も大変よくなると言われるたまり場が、予算を付けて立ち上げることは大変評価をいたします。

しかし、国保税が高くて大変だの声は大変多くて、今予算でも国保税1人当たり2,300円あまりが増額になっています。負担軽減をするためにも、1人1万円で2,900万円あまりの繰出しで負担を軽くすることができます。18歳以下の1人当たりの分担金を補助している自治体もあります。6月に国保税が決定するのに、今からこの措置をとらなければならないと思います。

また、中学生の医療費無料化は377万円でできると答弁がありました。福祉はほかの補助金と違い、少しの予算で町の人たちへの思いやりを表わすことができます。

以上の点から、これが見られませんので反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 賛成の立場で討論に参加をいたします。

この予算、長い時間をかけて皆さんで縷々議論してまいりました。その結果、この予算は町民生活に欠かせない1年分の予算が計上されておるわけでありますから、今後も町民生活の安定を期するためにも、本予算を適正と認めて賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第39号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算予算を議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。丸山予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（丸山あつ子さん） ご報告いたします。

3月7日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第39号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月11日の予算特別委員会分科会並びに17日・19日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定の特別会計予算に反対をいたします。

国民健康保険税は、高く大変だという声がたくさん寄せられております。これは町の方から一般会計に、先ほども言いましたけれども、2,900万円の繰出しで1世帯当たり1人当たり1万円の引下げをすることができます。これを行わない限りは、いつまでたっても資格証明書の発行と短期証明書の発行、これがこの人たちは短期になったり資格証明書になったり、この行き帰りが大変多くなっております。その人たちの世帯の人数は二百、百何十人でしたっけか、そういうふうな人数になっておりますので、是非ともこの国民健康保険勘定に繰出しをすべきだと思いますので、反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 賛成の立場で討論に参加をいたします。

国保の特別会計、これを通さないと4月1日から町民の皆さんが、医療現場困惑するわけで、ただ、その反対の理由に一般会計から財源不足の分を繰り入れるという考え方ではありますが、現在でもルール外の繰入れをしているわけで、これ以上の一般会計からの繰出しは、町民の約3分の1くらいしか加入していない国保に無限に一般会計の税源を投入することはいかがかなという観点から、本案には賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第40号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員会委員長の報告を求めます。4番丸山予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（丸山あつ子さん） ご報告いたします。

3月7日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第40号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月11日の予算特別委員会分科会並びに17日・19日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 介護保険事業勘定特別会計予算に反対をいたします。

と言いますのは、介護保険の保険料が年金から天引きされると何ぼも残らない一人暮らしの方々が年々増えています。一番困っているのは80歳前後の方々です。国民年金のみに少しの厚生年金、遺族年金で生活しても生活保護に該当するのですが、葬式代100万円は残さないといけないということになりますと、これは生活保護に該当しません。でも、ほとんどの方はそういう思いでいっぱいではないでしょうか。これで施設に入ったら死ぬしかないという声もあります。

当町は保険料の減免制度、利用料の負担軽減制度は、災害時が主たる制度の範疇になっております。低所得者利用料、保険料の制度はありません。全国的に介護サービス低所得者利用負担軽減制度が実施されています。

また、今後の介護保険制度に関する提言もインターネットに縷々述べておりました。私も見ましたけれども、低所得者対策について国はやるべきだ、ということをお述べております。能代市は平成18年に実施要項を作っています。財源の多い市だけではなくて、岩手県の岩泉町でも実施しています。各自治体いろいろで、貯金250万円までとか、世帯全員が非課税世帯、施設利用料を差し引いて生活がいくらか、その細かい制度をいろいろ町民の立場に立って考えた制度を作っております。高齢者が少しでも安心できる制度を作るべきだと思いますので、以上のことで反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決され

ました。

日程第5、議案第41号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員会委員長の報告を求めます。丸山予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（丸山あつ子さん） ご報告いたします。

3月7日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第41号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月11日の予算特別委員会分科会並びに17日・19日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

普通徴収が毎年増えています。現年度で15.64%、年金1万5,000円未満の方から保険料を徴収するということは、取る方も取られる方も大変です。当町は担当課が努力して全県でも珍しく未納者ゼロです。

しかし、この制度は医療内容の抑制もあり、年齢で差別される医療であると大変批判をされてきました。老人保健法が今まで老人の方々には本当にこの制度に戻してほしい、こういう声もたくさんあります。私はこの老人保健法に戻すためにも、この後期高齢者医療制度に反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第6、議案第42号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第7、議案第43号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第8、議案第44号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第9、議案第45号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第10、議案第46号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第11、議案第47号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第48号、平成26年度八峰町営診療所特別会計予算の7議案については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、本案について予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（丸山あつ子さん） ご報告いたします。

3月7日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第42号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第43号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第44号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第45号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第46号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第47号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第48号、平成26年度八峰町営診療所特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

これら7件の特別会計予算については、3月10日から12日の予算特別委員会分科会並びに17日・19日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第42号から議案第48号までの7議案を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案について委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案42号から議案48号までの7議案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第49号八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

議案第49号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてをご説明をいたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任にしたいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜目名瀧字目名瀧27番地

氏 名 柴 田 節 郎（昭和20年3月3日生）

提案の理由でございますけれども、八峰町沢目財産区管理委員の佐々木一衛氏が平成26年3月31日で辞任することから、関係地区に推薦を求めたところ、柴田節郎氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は同意することに決定いたしました。

日程第14、議案第50号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 皆様おはようございます。

それでは議案第50号をご説明いたします。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり制定するものでございます。

平成26年 3月17日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、県職員の給与に対する秋田県人事委員会の勧告に鑑み、町職員の期末手当及び勤勉手当について改定する必要があるため、条例改正をするものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、以下に改正文がありますけれども、事前に配付してございます総務課資料に基づいてご説明したいと思います。ご覧になっていただきたいと思います。

説明資料ですが、1つ目は先ほど申し上げましたとおり、改正理由につきましては、秋田県人事委員会の勧告に準じて給与改定をするものだということでございます。

改正の内容でございます。

まず1つ目は、一般職の職員について期末手当と勤勉手当の合計で0.15か月引き下げるものでございます。

内訳として、期末手当は0.1か月引き下げるということで、その支給割合は、6月に現行が「100分の122.5か月」のものを「100分の117.5か月」に改定するというので、100分の5か月減じるというものでございます。それから12月の支給分につきましては、現行が「100分の137.5」のものを改定後は「100分の132.5」、増減で100分の5か月減じるものでございます。合わせてまず、期末手当は0.1か月と。

それから勤勉手当につきましては、0.05か月引き下げるという内容でございます。内訳につきましては、6月の支給分が現行「100分の67.5か月」を改定後は「100分の65.0か月」と、増減で100分の2.5か月減じるものでございます。それから12月の支給分につきましては、現行「100分の67.5」のものを改定後は「100分の65.0」に改定するもので、

100分の2.5か月を減じるということでございます。

それから、再任用職員につきましても、期末手当と勤勉手当合計で0.1か月引き下げると。期末手当は0.075か月引き下げて、6月が「100分の65」から「100分の62.5」で100分の2.5か月を減じ、12月分は「100分の80」から「100分の75」に100分の5か月減じると。勤勉手当については0.025か月引き下げるということで、これは6月分の現行「100分の32.5」を改定後「100分の30」ということで、100分の2.5か月減じるという内容のものでして、これは県の人事委員会の勧告どおりと準じて改定するものでございます。

これで影響額につきましては、合計で416万6,000円の減額となるもので、平成26年4月1日、いわゆる平成26年度から施行するというものでございます。

この内容につきまして、3月10日、町の職員組合の方に説明をいたしております。組合の方では、県の労働組合でも同意しておるということで理解を示していただきました。いわゆる町としては、上げる時も下げる時も県の人事委員会の勧告に準じてやっているということの理解でございます。

これに基づきまして、予算の減額につきましては、平成26年の予算でございますので6月議会に減額を補正したいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 本案に反対の立場で討論をいたします。

4月からは消費税も3%増税されます。さらに今回の給与の引下げということは、町内の消費にも少なからず影響あるものと考え、本案には反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私も反対討論をいたします。

消費税が引き上げられるということは、実質給与がもう下がるということでもあります。それに輪をかけてまた賃金を下げるということは、これは政府が言っているその賃金、消費税を上げるけれども賃金を増やすから大丈夫だというふうな、こういうその政府の考え方に真っ向から反対するこの秋田県の人事院勧告、これはあってはならないということです。景気がよくなるわけがありません、ということで反対です。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第51号、八峰町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第51号、八峰町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成26年3月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により、町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで以下に改正文がございましたが、これも先ほど見ていただいた資料の裏面に内容を記載しておりますので、こちらでご説明いたします。この裏面につきましては、町長、副町長、教育長も同様でございますので、同じ資料にしております。

職員の給与改定に伴って、町長、副町長、教育長もですけれども、期末手当の分を改正すると改定するというところでございまして、改正内容につきましては、期末手当を0.1か月、これは職員と同様の率でございます。引下げ月数でございます。0.1か月引き下げるというもので、内容につきましては、6月の支給分これが現行「100分137.5」のものを「100分の132.5」に改定するもので、100分の5か月減じるものでございます。12月につきましても、「100分の155」から「100分の150」に100分の5か月を減じるものでござ

います。

影響額につきましては、これは町長、副町長、教育長3人合わせて21万3,000円の減額となるものでございまして、これにつきましても平成26年度からの適用施行です。ということで平成26年度予算になるものですから、6月の議会において補正で減額させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第52号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第52号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり制定するものでございます。

平成26年3月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものでございます。

裏のページを見ていただきたいと思います。八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、先ほど、町

長、副町長の条例のところでご説明したとおりの同様の内容でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第3号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） 朗読いたします。

発議第3号

平成26年3月20日

八峰町議会議長 須藤正人様

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 佐藤克實 |
| 賛成者 | 同上 | 門脇直樹 |
| 〃 | 〃 | 皆川鉄也 |
| 〃 | 〃 | 山本優人 |
| 〃 | 〃 | 芦崎達美 |

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定に基づき、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。

八峰町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することにより、本条例を改正する必要があるため、条例改正するものでございます。

裏面をご覧ください。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正内容は、第7条中第2項の後段中ですけれども「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の150」に改めるということで、期末手当の0.1か月削減の内容になっております。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第18、陳情第1号、基幹農業用水路の改修に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については3月7日に委員会付託となっておりましたので、産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。門脇産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員会委員長（門脇直樹君） ご報告いたします。

本定例会2日目の3月7日に産業建設常任委員会に付託された陳情に関し、去る3月10日、委員全員出席の下に委員会を開催し、赤岩堰水利組合、下堰水利組合及び本館水利組合から提出された基幹農業用水路の改修に関する陳情書について活発な議論を行いました。その経緯と結果についてご報告いたします。

農業従事者が高齢のため、離農する人や小作させる方が多くなり、用水路の管理が十分できないがために町に基幹用水路の改修をとの要望は十分理解いたしますが、このような問題はどこの水利組合でも抱えていることであり、特定した組合に限って町で用水路の改修はできないのではとの結論に達しました。しかし、放置しておけない問題であり、いずれは各水利組合の意見も聞いて解決しなければならない課題であります。

よって、趣旨採択すべきとの結論に達しましたのでご報告いたします。

○議長（須藤正人君） これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。お諮りします。本案について趣旨採択することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は原案のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第19、陳情第5号、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本件については3月7日に委員会付託となっておりましたので、総務常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。丸山総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長（丸山あつ子さん） 総務常任委員会委員長の丸山あつ子でございます。ご報告いたします。

本定例会2日目の3月7日に総務常任委員会に付託された、秋田県教職員組合及び秋田県教職員組合能代山本支部から提出されていた、陳情第5号、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情書の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情書に関し、去る3月11日、委員全員出席の下に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

本陳情につきましては、日本の雇用形態が非正規社員の割合が増加していて、これにより低所得者層が増えて中間層が空洞化し、社会の不安定化と閉塞感の原因になっていることも事実です。雇用保障の差を小さくして中間層を増やし社会を安定させる必要があると社会通念上考えますが、地方自治体の規模によって職員が定数で定められており、仕事の増量によって臨時的に採用するべきであるので短期雇用が原則であることから、

現状ではやむを得ない状況と考えます。よって、不採択とします。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（須藤正人君） これより陳情第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私はこの地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係るこの意見書採択に関する陳情に賛成をいたします。

というのはですね、公の機関で働く臨時職員の働かせ方、これは法で縛られておられて、地方自治体ではどうしようもない状態になっております。そこで働く人たちというのは当町でもそうですけれども、いろんな資格を持って特殊な仕事をしているこういう方がほとんどであります。にもかかわらず、この人たちは5か月半で2週間の休み、そして1日の有給休暇、昇給もありません。本当に官製のワーキングプアと言われて今、大問題になっております。そこで働いている人たちは、これで生活していくことはまずできません。しかし、当町で働く臨時職員にしてもこれのみで生活している人もおります。そしてこの2週間の休みというのは何にもなりません。働くこともできませんし、黙って家にいるしかありません。アルバイトもできません。休みはあってもお金がない、こういう現実であります。これを切々と昨日涙を流して訴えられた家族がありました。正にそのとおりであります。そして、当町でも保育士がなかなか確保できないその理由には、この臨時職員制度があると思います。そして、この2週間の休みの間、歯科衛生士もそうですが、保育士もこの代替を務めることは誰もできません。にもかかわらず、ここで2週間の休みをとらなくてはなりません。この無給の状態をようやく社会保険をもって通しでできるというふうに国会でこれが通りました。これでまずひと安心というところもありますが、ここで働く人たちは本当に生活できない、こういう状態であります。当町でもそうですので、何としてもこれは法を改正して、臨時職員の人たちが安心して働けるようなこういう公の機関にしていかなくてならないと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 本陳情に反対します。

非常勤職員については、特殊それから専門的な資格が必要なものとですね、単なる事

務補助員的なものが任用されているわけですが、町の厳しい状況によって正職員の任用は5人、辞めて1人採用するというふうなことをして人件費を抑制している。して、なおかつ事務の執行をしていく環境下にあるわけです。予算が減ってもですね事務量はほとんど変わっていないということで、そのサポートをする高度な資格や知識がなくてもできる事務補助員というふうな人方もいるわけです。人件費を抑制するために職員定数を減らしているのに、非常勤職員に一律に手当を支給することは人件費の抑制の意味をなくしてしまうと、そういうことでもあります。しかも、非常勤職員の募集にはですね、日当など提示して双方合意の下に雇用契約したものであります。私はそういうことから待遇改善ということではなくてですね、非常勤職員については雇用条件の見直しすることが必要だということと考えるので、この陳情には反対いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。本案について採択することに賛成の方起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。したがって、本案は不採択とされました。

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第21、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成26年3月8峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時53分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正人

同 署名議員 4番 丸山 あつ子

同 署名議員 5番 門脇 直樹

同 署名議員 6番 腰山 良悦